

## 「海の日」を迎えるに当たっての内閣総理大臣メッセージ

日本は、国土面積の約 1.2 倍、世界第 6 位の海域面積を誇る「海洋国家」です。海は、古来、私たちに豊かな食をもたらし、物や人が行き交い、子供にとっては遊びと学びの場でした。日本は、海を利用して産業を興し、近代化を遂げてきました。海が日本という国の形を作ってきたと言っても過言ではありません。

海洋産業には、新たな可能性が生まれています。近年、日本周辺の海域に、新たなエネルギー資源や鉱物資源が眠っていることがわかってきました。海洋エネルギー・鉱物資源開発、海洋プラント等の産業を創出する海洋資源開発が、我が国の成長を牽引するフロンティアとなることを期待しています。

この海の恵みを後の世代に引き継いでいかなければなりません。そのためには、海洋を、国際法の下、人類共通の公共財として守っていくことが必要です。伊勢志摩サミットでは、私が国際社会に繰り返し訴えてきた「海における法の支配の三原則」が G 7 首脳宣言として採択されました。国際法に基づく主張、緊張を高める一方的な行動の自制、平和的手段による紛争解決というこの三原則を、国際社会とともに徹底させていきます。

昨年秋からは、アジア各国の海上保安機関の幹部候補生が、日本の海上保安官とともに日本で海上保安政策を学んでいます。世界の平和と繁栄のため、各国と志をともにし、海を護る絆を固めてまいります。

海と接し、海を知ってこそ、海を活かす知恵が生まれます。特に若い皆さんに、海に関心を持ち、触れて頂きたいと思います。海洋教育の取組を強化していくため、産学官オールジャパンによる海洋教育推進組織「ニッポン学びの海プラットフォーム」を立ち上げることといたします。この「プラットフォーム」を通じて、2025 年までに、全ての市町村で海洋教育が実践されることを目指します。

私は、「海の日」が国民の皆様にとって、海に親しみ、海の恩恵に感謝するとともに、海と日本の未来に思いを馳せる機会となることを切に希望します。

内閣総理大臣・総合海洋政策本部長 安倍晋三

## 平成 29 年度税制改正大綱

(抜粋)

## 三 法人課税

## 4 中堅・中小事業者の支援

(国税)

〔延長・拡充等〕

## (1) 中小企業向け設備投資促進税制の拡充【中小企業投資促進税制】

中小企業投資促進税制及び特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

## ① 略

② 中小企業投資促進税制について、上記マル 1 のほか、対象資産から器具備品を除外した上、その適用期限を 2 年延長する。

## 8 その他の租税特別措置等

(国税)

〔拡充等〕

## (1)～(2) 略

(3) 対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）について、海上運送法等の改正を前提に、次の措置を講じた上、平成 32 年 3 月 31 日までに日本船舶・船員確保計画について認定を受けた対外船舶運航事業を営む法人に対して適用できることとする。【トン数標準税制】

① 準日本船舶に本邦船主の子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶を加える。

② 取戻し課税の要件（日本船舶・船員確保計画に係る認定の取消し）の前提となる勧告をしない正当な理由に歴史的海運不況が含まれることを明確化する。

③ 日本船舶・船員確保計画において日本船舶及び船員の確保の目標として記載すべきその計画期間における日本船舶の隻数の増加の割合を 120%（現行：220%）以上とする等の所要の見直しを行う。

〔廃止・縮減等〕

(1)～(2) 略

(3) 船舶の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する（所得税についても同様とする。）。【船舶の特別償却】

① 内航船舶について、電気推進船に準ずる環境性能を有する船舶の要件につき、航海支援システムを有することを加えた上、推進効率改良型プロペラ等を有することとの選択とするとともに、環境への負荷の低減に係る要件の見直しを行う。

② 外航船舶について、環境への負荷の低減に係る要件の見直しを行う。

(4)～(11) 略

(12) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する（次の③及び④イの見直しを除き、所得税についても同様とする。）。【船舶の買換特例】

①～③ 略

④ 船舶から船舶への買換えについて、漁船に係る措置につき、所要の経過措置を講じた上、適用期限の到来をもって対象から除外するほか、次の見直しを行う。

イ 外航船舶について、譲渡資産から対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の適用を受ける法人が所有する日本船舶及びその法人の子会社が所有する外国船舶を除外する。

ロ 略

ハ 買換資産のうち総トン数が2,000トン以上の内航船舶について、環境への負荷の低減に係る要件の見直しを行う。

#### 四 消費課税

##### 4 租税特別措置等

（国税）

〔延長・拡充等〕

(1)～(4) 略

(5) 特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付措置の適用期限を3年延長する。【地球温暖化対策税】

(6)～(11) 略

公布日 H29. 4. 21

施行日 H29. 10. 1

## 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律 （平成 29 年法律第 21 号） 新旧対照条文

○ 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案                                | 現 行                                  |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 目次                                   | 目次                                   |
| 第一章 総則（第一条・第二条）                      | 第一章 総則（第一条・第二条）                      |
| 第二章 船舶運航事業（第三条—第三十二条）                | 第二章 船舶運航事業（第三条—第三十二条）                |
| 第三章 船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業（第三十三条）       | 第三章 船舶貸渡業、海運仲立業及び海運代理店業（第三十三条）       |
| 第四章 日本船舶及び船員の確保（第三十四条—第三十九条の四）       | 第四章 日本船舶及び船員の確保（第三十四条—第三十九条の四）       |
| 第五章 準日本船舶の認定等（第三十九条の五—第三十九条の九）       | 第五章 準日本船舶の認定等（第三十九条の五—第三十九条の七）       |
| 第六章 先進船舶の導入等の促進（第三十九条の十一—第三十九条の十八）   | （新規）                                 |
| 第七章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級（第四十条・第四十一条） | 第六章 海上運送事業に使用する船舶の規格及び船級（第四十条・第四十一条） |
| 第八章 雑則（第四十二条—第四十五条の六）                | 第七章 雑則（第四十二条—第四十五条の六）                |
| 第九章 罰則（第四十六条—第五十五条）                  | 第八章 罰則（第四十六条—第五十五条）                  |
| 附則                                   | 附則                                   |

（日本船舶・船員確保基本方針）

第三十四条 国土交通大臣は、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。）の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保（これらに関連して実施される措置であつて、第三十九条の五第七項に規定する準日本船舶の確保、これに乗り組む船員の育成及び確保その他の国土交通省令で定めるものを含む。以下「日本船舶及び船員の確保」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「日本船舶・船員確保基本方針」という。）を定めるものとする。

2 日本船舶・船員確保基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 日本船舶及び船員の確保の意義及び目標に関する事項
- 二 日本船舶及び船員の確保のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 船舶運航事業者等（日本船舶及び船員の確保を行おうとする船舶運航事業者その他の者をいう。以下この章において同じ。）が講ずべき措置に関する基本的な事項
- 四 次条第一項に規定する日本船舶・船員確保計画の同条第三項の認定に関する基本

（基本方針）

第三十四条 国土交通大臣は、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。）の確保並びにこれに乗り組む船員の育成及び確保（これらに関連して実施される措置であつて、第三十九条の五第五項に規定する準日本船舶の確保、これに乗り組む船員の育成及び確保その他の国土交通省令で定めるものを含む。以下「日本船舶及び船員の確保」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 日本船舶及び船員の確保の意義及び目標に関する事項
- 二 日本船舶及び船員の確保のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 船舶運航事業者等（日本船舶及び船員の確保を行おうとする船舶運航事業者その他の者をいう。以下同じ。）が講ずべき措置に関する基本的な事項
- 四 次条第一項に規定する日本船舶・船員確保計画の同条第三項の認定に関する基

的な事項

- 五 前各号に掲げるもののほか、日本船舶及び船員の確保のために必要な事項
- 3 日本船舶・船員確保基本方針は、船舶運航事業者等の競争力の確保を考慮して定めるものとする。
- 4 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、日本船舶・船員確保基本方針を変更するものとする。
- 5 国土交通大臣は、日本船舶・船員確保基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、交通政策審議会の意見を聴くものとする。
- 6 国土交通大臣は、日本船舶・船員確保基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（日本船舶・船員確保計画）

第三十五条 （略）

2 （略）

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その日本船舶・船員確保計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、第四号（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五十五条第一項に規定する船員派遣事業の許可に係る部分に限る。）に係る日

本的な事項

- 五 前各号に掲げるもののほか、日本船舶及び船員の確保のために必要な事項
- 3 基本方針は、船舶運航事業者等の競争力の確保を考慮して定めるものとする。
- 4 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 5 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、交通政策審議会の意見を聴くものとする。
- 6 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（日本船舶・船員確保計画）

第三十五条 （略）

2 （略）

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その日本船舶・船員確保計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、第四号（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第五十五条第一項に規定する船員派遣事業の許可に係る部分に限る。）に係る日

本船舶・船員確保計画の認定については、交通政策審議会の意見を聴くものとする。

一 日本船舶・船員確保基本方針に適合するものであること。

二～五 （略）

4～6 （略）

（資金の確保等）

第三十七条 国は、認定事業者が第三十五条第三項の認定を受けた日本船舶・船員確保計画（以下「認定日本船舶・船員確保計画」という。）に従って日本船舶及び船員の確保を行うために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（勧告及び認定の取消し）

第三十九条の二 国土交通大臣は、認定事業者が正当な理由がなく認定日本船舶・船員確保計画に従って日本船舶及び船員の確保を行つておらず、又は行わないおそれがあると認めるときは、当該認定事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 （略）

（報告及び立入検査）

第三十九条の四 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定事業者に対して、認定日本船舶・船員確保計画の実施状況

本船舶・船員確保計画の認定については、交通政策審議会の意見を聴くものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二～五 （略）

4～6 （略）

（資金の確保等）

第三十七条 国は、認定事業者が第三十五条第三項の認定を受けた日本船舶・船員確保計画（以下「認定計画」という。）に従って日本船舶及び船員の確保を行うために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（勧告及び認定の取消し）

第三十九条の二 国土交通大臣は、認定事業者が正当な理由がなく認定計画に従って日本船舶及び船員の確保を行つておらず、又は行わないおそれがあると認めるときは、当該認定事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 （略）

（報告及び立入検査）

第三十九条の四 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定事業者に対して、認定計画の実施状況について報告をさ

について報告をさせ、又はその職員に、認定事業者の事業場若しくは事務所に立ち入り、認定日本船舶・船員確保計画に係る船舶、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 （略）

（準日本船舶の認定）

第三十九条の五 対外船舶運航事業を営む者（以下この条において「対外船舶運航事業者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、日本船舶以外の船舶であつて、その子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）が所有し、かつ、当該対外船舶運航事業者が運航するものについて、次の各号のいずれにも適合していることにつき、国土交通大臣の認定を申請することができる。

一 当該対外船舶運航事業者が、その子会社との間で、当該対外船舶運航事業者に対し第二十六条第一項の規定による命令が発せられた場合において当該対外船舶運航事業者が当該船舶を当該命令による航海（以下この条において「命令航海」という。）に従事させる必要があるときに、当該対外船舶運航事業者の求めに応じて遅滞なく当該子会社が当該対外船舶運航事

せ、又はその職員に、認定事業者の事業場若しくは事務所に立ち入り、認定計画に係る船舶、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 （略）

（準日本船舶の認定）

第三十九条の五 対外船舶運航事業を営む者（以下この条及び第四十五条の三において「対外船舶運航事業者」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、日本船舶以外の船舶であつて、その子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）が所有し、かつ、当該対外船舶運航事業者が運航するものについて、次の各号のいずれにも適合していることにつき、国土交通大臣の認定を申請することができる。

一 当該対外船舶運航事業者が、その子会社との間で、当該対外船舶運航事業者に対し第二十六条第一項の規定による命令が発せられた場合において当該対外船舶運航事業者が当該船舶を当該命令による航海（次号及び第五項において「命令航海」という。）に従事させる必要があるときに、当該対外船舶運航事業者の求めに応じて遅滞なく当該子会社が当該対外船

業者に譲渡することを内容とする契約（当該契約が確実に履行されるために必要なものとして国土交通省令で定める要件に該当するものに限る。）を締結しているものであること。

二 （略）

2 対外船舶運航事業者及び本邦船主（当該対外船舶運航事業者以外の日本の法令により設立された法人であつて、その子会社が所有する日本船舶以外の船舶を当該対外船舶運航事業者が運航するものをいう。以下この条において同じ。）は、国土交通省令で定めるところにより、共同で、当該船舶について、次の各号のいずれにも適合していることにつき、国土交通大臣の認定を申請することができる。

二 当該本邦船主が、その子会社との間で、当該対外船舶運航事業者に対し第二十六条第一項の規定による命令が発せられた場合において当該対外船舶運航事業者が当該船舶を命令航海に従事させる必要があるときに、当該本邦船主の求めに応じて遅滞なく当該子会社が当該本邦船主に譲渡することを内容とする契約（当該契約が確実に履行されるために必要なものとして国土交通省令で定める要件に該当するものに限る。）を締結しているものである

船運航事業者に譲渡することを内容とする契約（当該契約が確実に履行されるために必要なものとして国土交通省令で定める要件に該当するものに限る。）を締結しているものであること。

二 （略）

（新規）

こと。

二 当該対外船舶運航事業者が、当該本邦船主との間で、当該対外船舶運航事業者に対し第二十六条第一項の規定による命令が発せられた場合において当該対外船舶運航事業者が当該船舶を命令航海に従事させる必要があるときに、当該対外船舶運航事業者の求めに応じて遅滞なく当該本邦船主が当該対外船舶運航事業者に譲渡又は貸渡しをすることを内容とする契約（当該契約が確実に履行されるために必要なものとして国土交通省令で定める要件に該当するものに限る。）を締結しているものであること。

三 当該船舶の大きさその他の当該船舶に関する事項及び当該船舶の運航に従事する船員の確保に関する事項であつて、国土交通省令で定めるものが、当該船舶を命令航海に確実かつ速やかに従事させるために必要なものとして国土交通省令で定める要件に該当するものであること。

四 当該本邦船主が第十二項の規定により第五項の認定を取り消され、当該取消の日から五年を経過しない者（第十二項第三号に該当するものとして当該認定を取り消された者に限る。）に該当しないものであること。



3 前二項の規定による認定の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請に係る船舶について国土交通大臣が行う総トン数等（国際総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項に規定する国際総トン数をいう。次条において同じ。））、総トン数（同法第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下同じ。）及び純トン数（同法第六条第一項に規定する純トン数をいう。次条において同じ。）をいう。以下同じ。）の測度を受けなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による認定の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請に係る船舶（総トン数五百トン以上の船舶に限る。）に係る船員の安全衛生（作業用具の整備に関する事項に係るものに限る。第九項において同じ。）について国土交通大臣又は登録検査機関（船員法（昭和二十二年法律第百号）第百条の二第一項に規定する登録検査機関をいう。以下同じ。）が行う検査を受けなければならない。

5 国土交通大臣は、第一項又は第二項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る船舶が次の各号のいずれにも

2 対外船舶運航事業者は、前項の規定による認定の申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申請に係る船舶について国土交通大臣が行う総トン数等（国際総トン数（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項に規定する国際総トン数をいう。次条において同じ。））、総トン数（同法第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下同じ。）及び純トン数（同法第六条第一項に規定する純トン数をいう。次条において同じ。）をいう。以下同じ。）の測度を受けなければならない。

（新規）

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る船舶が同項各号のいずれにも適合してい

適合していると認めるときは、その認定をするものとする。

二 第一項の規定による認定の申請に係るものである場合は、同項各号のいずれにも適合していること。

二 第二項の規定による認定の申請に係るものである場合は、同項各号のいずれにも適合していること。

三 前項の規定による検査を受けたものである場合は、当該検査の結果当該船舶が船員法第百条の六第三項第二号に掲げる要件（作業用具の整備に関する事項に係る部分に限る。第三十九条の七において同じ。）に適合していること。

6 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、当該認定の申請をした者に対し、当該船舶の名称、総トン数等その他国土交通省令で定める事項（第四項の規定による検査を受けた船舶にあつては、当該検査をした事項の内容（以下「検査内容」という。）を含む。））を記載した認定証（以下単に「認定証」という。）を交付するものとする。

7 第五項の認定を受けた者（以下「認定対外船舶運航事業者等」という。）は、当該認定に係る船舶（以下「準日本船舶」という。）について、次に掲げる事項に変更があつたとき、又は命令航海に確実かつ速やかに従事さ

ると認めるときは、その認定をするものとする。

（新規）

（新規）

（新規）

4 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、当該認定の申請をした対外船舶運航事業者に対し、当該船舶の名称、総トン数等その他国土交通省令で定める事項を記載した認定証（以下単に「認定証」という。）を交付するものとする。

5 第三項の認定を受けた対外船舶運航事業者（以下「認定対外船舶運航事業者」という。）は、当該認定に係る船舶（以下「準日本船舶」という。）について、次に掲げる事項に変更があつたとき、又は命令航海に確実かつ速や

せることができなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。この場合において、当該認定対外船舶運航事業者等は、当該変更に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、当該準日本船舶に係る認定証の書換えを申請しなければならない。

一 名称又は総トン数等

二 第一項第一号又は第二項第一号若しくは第二号の契約の内容

三 第一項第二号又は第二項第三号の国土交通省令で定める事項

四 第四項の規定による検査を受けた船舶にあつては、検査内容

五 前項の国土交通省令で定める事項

8 認定対外船舶運航事業者等は、前項の規定による認定証の書換えの申請（総トン数等の変更に係るものに限る。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該準日本船舶について国土交通大臣が行う総トン数等（当該変更に係るものに限る。）の測度を受けなければならない。

9 認定対外船舶運航事業者等は、第四項の規定による検査を受けた船舶について第七項の規定による認定証の書換えの申請（検査内

かに従事させることができなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事由が生じたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。この場合において、当該認定対外船舶運航事業者は、当該変更に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、当該準日本船舶に係る認定証の書換えを申請しなければならない。

一 名称又は総トン数等

二 第一項第一号の契約の内容

三 第一項第二号の国土交通省令で定める事項  
(新規)

四 前項の国土交通省令で定める事項

6 認定対外船舶運航事業者は、前項の規定による認定証の書換えの申請（総トン数等の変更に係るものに限る。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該準日本船舶について国土交通大臣が行う総トン数等（当該変更に係るものに限る。）の測度を受けなければならない。

(新規)

容の変更に係るものに限る。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該準日本船舶に係る船員の安全衛生について国土交通大臣又は登録検査機関が行う検査（当該変更に係るものに限る。）を受けなければならない。

10 認定対外船舶運航事業者等は、次に掲げる場合には、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

一 当該認定対外船舶運航事業者等(第二項の規定による認定の申請に基づく第五項の認定にあつては、同項の認定を受けた本邦船主（以下「認定本邦船主」という。）に限る。)が準日本船舶を譲り受けたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、準日本船舶について所有者の変更があつたとき。

三 準日本船舶を所有するその子会社が子会社でなくなつたとき。

四 当該認定対外船舶運航事業者等(第二項の規定による認定の申請に基づく第五項の認定にあつては、同項の認定を受けた対外船舶運航事業者に限る。)が準日本船舶を運航しないこととなつたとき。

11 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該準日本船舶に係る第五項の認定を取り消すものとする。

7 認定対外船舶運航事業者は、次に掲げる場合には、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

一 当該認定対外船舶運航事業者が準日本船舶を譲り受けたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、準日本船舶について所有者の変更があつたとき。

三 準日本船舶を所有するその子会社が子会社でなくなつたとき。

四 当該認定対外船舶運航事業者が準日本船舶を運航しないこととなつたとき。

8 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該準日本船舶に係る第三項の認定を取り消すものとする。

12 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該準日本船舶に係る第五項の認定を取り消すことができる。

一 準日本船舶が、第一項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項各号のいずれかに適合しなくなつたとき、第二項の規定による認定の申請に係るものにあつては同項第一号から第三号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

二 認定対外船舶運航事業者等が第七項又は第十項の規定に違反したとき。

三 第三十九条の八第一項の規定による勧告を受けた認定本邦船主が当該勧告に従い必要な措置を講じなかつたとき。

13 前各項に定めるもののほか、第五項の認定及び認定証、第三項又は第八項の規定による測度並びに第四項又は第九項の規定による検査に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の特例）

第三十九条の六 認定対外船舶運航事業者等が前条第十項の規定による届出（同項第一号に掲げる場合に係るものに限る。次条におい

9 国土交通大臣は、準日本船舶が第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定対外船舶運航事業者が第五項若しくは第七項の規定に違反したと認めるときは、当該準日本船舶に係る第三項の認定を取り消すことができる。

（新規）

10 前各項に定めるもののほか、第三項の認定及び認定証並びに第二項又は第六項の規定による測度に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の特例）

第三十九条の六 認定対外船舶運航事業者が前条第七項の規定による届出（同項第一号に掲げる場合に係るものに限る。）をした場合

て同じ。）をした場合において、国土交通大臣が、国土交通省令で定めるところにより、当該届出に係る船舶に係る認定証に記載された総トン数等に変更がないことの確認を行つたときは、当該船舶について、船舶法第四条第一項の規定による当該船舶の総トン数の測度の申請及び当該申請に係る総トン数の測度が行われ、かつ、船舶のトン数の測度に関する法律第八条第二項の規定による当該船舶の国際総トン数及び純トン数の測度が行われたものとみなす。

（船員法の特例）

第三十九条の七 認定対外船舶運航事業者等が第三十九条の五第十項の規定による届出をした場合において、国土交通大臣又は登録検査機関が、国土交通省令で定めるところにより、当該届出に係る船舶（同条第四項の規定による検査を受けたものに限る。）に係る認定証に記載された検査内容に変更がないことの確認を行つたときは、当該船舶は、国土交通大臣又は登録検査機関による船員法第百条の六第一項の規定による検査の結果、同条第三項第二号に掲げる要件に適合していると認められたものとみなす。

（勧告及び公表）

第三十九条の八 国土交通大臣は、認定本邦船主が正当な理由がなく第三十九条の五第二

において、国土交通大臣が、国土交通省令で定めるところにより、当該届出に係る船舶に係る認定証に記載された総トン数等に変更がないことの確認を行つたときは、当該船舶について、船舶法第四条第一項の規定による当該船舶の総トン数の測度の申請及び当該申請に係る総トン数の測度が行われ、かつ、船舶のトン数の測度に関する法律第八条第二項の規定による当該船舶の国際総トン数及び純トン数の測度が行われたものとみなす。

（新規）

（新規）



項第二号の契約を履行していないと認めるときは、当該認定本邦船主に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた認定本邦船主が当該勧告に従い必要な措置を講じなかつたときは、その旨を公表することができる。

(報告及び立入検査)

第三十九条の九 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定対外船舶運航事業者等に対して、第三十九条の五第七項各号に掲げる事項その他必要な事項について報告をさせ、又はその職員に、認定対外船舶運航事業者等の事業場若しくは事務所に立ち入り、準日本船舶に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 (略)

#### 第六章 先進船舶の導入等の促進

(先進船舶導入等促進基本方針)

第三十九条の十 国土交通大臣は、先進船舶(液化天然ガスを燃料とする船舶その他の海上運送事業を営む者の運送サービスの質を相当程度向上させることができる先進的な技術を用いた船舶であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。)の研究開

(報告及び立入検査)

第三十九条の七 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定対外船舶運航事業者等に対して、第三十九条の五第五項各号に掲げる事項その他必要な事項について報告をさせ、又はその職員に、認定対外船舶運航事業者等の事業場若しくは事務所に立ち入り、準日本船舶に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 (略)

(新規)

(新規)

発、製造及び導入(以下「先進船舶の導入等」という。)の促進に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「先進船舶導入等促進基本方針」という。))を定めるものとする。

2 先進船舶導入等促進基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 先進船舶の導入等の促進の意義及び目標に関する事項

二 先進船舶の導入等の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 船舶運航事業者等(先進船舶の導入等を行おうとする船舶運航事業者その他の者をいう。以下この章において同じ。))が講ずべき措置に関する基本的な事項

四 次条第一項に規定する先進船舶導入等計画の同条第四項の認定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、先進船舶の導入等の促進のために必要な事項

3 先進船舶導入等促進基本方針は、先進船舶の導入等の状況その他の事情を考慮して定めるものとする。

4 国土交通大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、先進船舶導入等促進基本方針を変更するものとする。

5 国土交通大臣は、先進船舶導入等促進基本

方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（先進船舶導入等計画）

第三十九条の十一 船舶運航事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同で、先進船舶の導入等についての計画（以下「先進船舶導入等計画」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 先進船舶導入等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 先進船舶の導入等の目標

二 研究開発、製造又は導入を行おうとする先進船舶の概要その他の先進船舶の導入等の内容（当該先進船舶が液化天然ガス等燃料船（船員法第百十七条の三第一項に規定する液化天然ガス等燃料船をいう。第三十九条の十五において同じ。）に該当する場合にあつては、その旨を含む。）

三 計画期間

四 先進船舶の導入等の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 先進船舶導入等計画には、前項各号に掲げる事項のほか、当該先進船舶導入等計画に記載された先進船舶への船舶職員（船舶職員及

（新規）

び小型船舶操縦者法第二条第二項に規定する船舶職員をいう。第三十九条の十三第一項において同じ。）の乗組み又は小型船舶操縦者（同法第二条第四項に規定する小型船舶操縦者をいう。第三十九条の十三第二項において同じ。）の乗船に関する事項を記載することができる。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その先進船舶導入等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 先進船舶導入等促進基本方針に適合するものであること。

二 確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。

三 臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）第二条の許可又は同法第四条第一項の承認を要するものにあつては、第二項第二号に掲げる先進船舶の導入等の内容として先進船舶の製造が記載されたものであつて、当該製造の内容が同法第三条第一項第一号に掲げる基準に適合し、かつ、当該製造を実施する者が同項第二号に掲げる基準に適合するものであること。

四 先進船舶導入等計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、船舶職員

及び小型船舶操縦者法第二十条第一項又は第二十三条の三十二第一項の許可を要するものにあつては、当該先進船舶が同法第十八条第一項に規定する乗組み基準又は同法第二十三条の三十一第一項に規定する乗船基準によらなくても航行の安全を確保することができると認められるものであること。

5 前項の認定を受けた船舶運航事業者等（以下「認定船舶運航事業者等」という。）は、当該認定に係る先進船舶導入等計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6 第四項の規定は、前項の認定について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、第四項の認定及び第五項の規定による変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

（臨時船舶建造調整法の特例）

第三十九条の十二 船舶運航事業者等がその先進船舶導入等計画について前条第四項の認定（同条第五項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を受けたときは、当該先進船舶導入等計画に基づき実施する先進船舶の製造についての臨時船舶建造調整法第二条の許可又は同法第四条第一項の承認を

（新規）

受けなければならないものについては、これらの規定により許可又は承認を受けたものとみなす。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法の特例）

第三十九条の十三 船舶運航事業者等がその先進船舶導入等計画について第三十九条の十一第四項の認定を受けたときは、当該先進船舶導入等計画に基づき実施する先進船舶への船舶職員の乗組みについての船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項の許可を受けなければならないものについては、同項の規定により許可を受けたものとみなす。

2 船舶運航事業者等がその先進船舶導入等計画について第三十九条の十一第四項の認定を受けたときは、当該先進船舶導入等計画に基づき実施する先進船舶への小型船舶操縦者の乗船についての船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の三十二第一項の許可を受けなければならないものについては、同項の規定により許可を受けたものとみなす。

（資金の確保等）

第三十九条の十四 国は、認定船舶運航事業者等が第三十九条の十一第四項の認定を受けた先進船舶導入等計画（以下「認定先進船舶導入等計画」という。）に従つて先進船舶の

（新規）

（新規）

|                                                                                                                                                                                                                                  |             |                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>導入等を行うために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>（指導及び助言）</u></p>                                                                                                                                                      | <p>（新規）</p> |                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                               |
| <p><u>第三十九条の十五 国土交通大臣は、認定船舶運航事業者等に対し、認定先進船舶導入等計画に従って行われる先進船舶の導入等（当該先進船舶が液化天然ガス等燃料船に該当する場合にあつては、危険物等取扱責任者（船員法第百十七条の三第一項に規定する危険物等取扱責任者をいい、液化天然ガス等燃料船に乗り組ませるものに限る。）の確保を含む。）の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。</u></p> <p><u>（認定の取消し）</u></p> | <p>（新規）</p> | <p><u>第三十九条の十八 国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定船舶運航事業者等に対して、認定先進船舶導入等計画の実施状況について報告をさせることができる。</u></p> <p><u>第七章・第八章 （略）</u></p> <p>（手数料）</p> <p><u>第四十五条の三 次に掲げる者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。</u></p> | <p><u>第六章・第七章 （略）</u></p> <p>（手数料）</p> <p><u>第四十五条の三 第三十九条の五第二項又は第六項の規定による測度の申請をしようとする対外船舶運航事業者は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。</u></p> |
| <p><u>第三十九条の十六 国土交通大臣は、認定先進船舶導入等計画が第三十九条の十一第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定船舶運航事業者等が認定先進船舶導入等計画に従って先進船舶の導入等を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</u></p> <p><u>（関係者の協力）</u></p>                                                          | <p>（新規）</p> | <p><u>二 第三十九条の五第三項又は第八項の規定による測度の申請をしようとする者</u></p> <p><u>二 第三十九条の五第四項又は第九項の規定による検査（国土交通大臣が行うものに限る。）の申請をしようとする者</u></p> <p><u>第九章 （略）</u></p> <p><u>第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>一～二十 （略）</p>                 | <p>（新規）</p> <p>（新規）</p> <p><u>第八章 （略）</u></p> <p><u>第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>一～二十 （略）</p>                               |
| <p><u>第三十九条の十七 国土交通大臣及び船舶運航事業者等、船員その他の関係者は、先進船舶の導入等に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。</u></p> <p><u>（報告）</u></p>                                                                                                                         | <p>（新規）</p> | <p>二十一 第二十四条第一項（第三十三条において準用する場合及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十九条の四第一項又は第三十九条の九第一項の規定による報告をせ</p>                                                                                                                           | <p>二十一 第二十四条第一項（第三十三条において準用する場合及び第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十九条の四第一項又は第三十九条の七第一項の規定による報告を</p>                                           |

|                                                                                                                               |                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ず、又は虚偽の報告をした者                                                                                                                 | せず、又は虚偽の報告をした者                                                                                                                |
| 二十二 第二十五条第一項（第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十九条の四第一項又は <u>第三十九条の九第一項の規定による検査</u> を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 | 二十二 第二十五条第一項（第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十九条の四第一項又は <u>第三十九条の七第一項の規定による検査</u> を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 |
| 二十三・二十四 （略）                                                                                                                   | 二十三・二十四 （略）                                                                                                                   |
| 第五十二条 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</u>                                                                                  | 第五十二条 <u>第三十九条第一項又は第四十四条の二の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、譲渡又は貸渡しをした者は、三十万円以下の罰金に処する。</u>                                            |
| 一 <u>第三十九条第一項又は第四十四条の二の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、譲渡又は貸渡しをした者</u>                                                                | （新規）                                                                                                                          |
| 二 <u>第三十九条の十八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</u>                                                                                      | （新規）                                                                                                                          |

○ 船員法（昭和二十二年法律第百号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

|       |     |
|-------|-----|
| 改 正 案 | 現 行 |
|-------|-----|

|                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （海上労働証書）                                                                                                                                                                                                       | （海上労働証書）                                                                                                                                                                                                       |
| 第百条の三 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条第一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認めたときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書を交付しなければならない。国土交通大臣又は登録検査機関が同項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めた場合において、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じられたものと認めたときも、同様とする。 | 第百条の三 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録検査機関が前条第一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認めたときは、当該船舶の船舶所有者に対し、海上労働証書を交付しなければならない。国土交通大臣又は登録検査機関が同項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件のいずれかに適合していないと認めた場合において、国土交通大臣が当該要件に適合するために必要な措置が講じられたものと認めたときも、同様とする。 |
| 一～四 （略）                                                                                                                                                                                                        | 一～四 （略）                                                                                                                                                                                                        |
| 五 <u>第四十七条第一項又は第二項の規定による送還（当該送還に代えてするその費用の支払を含む。）を確実に実施するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置が講じられていること。</u>                                                                                                          | （新規）                                                                                                                                                                                                           |
| 六～二十四 （略）                                                                                                                                                                                                      | 五～二十三 （略）                                                                                                                                                                                                      |
| 二十五 <u>第九十二条の障害手当及び第九十三条の遺族手当を確実に支払うために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置が講じられていること。</u>                                                                                                                               | （新規）                                                                                                                                                                                                           |
| 二十六～三十四 （略）                                                                                                                                                                                                    | 二十四～三十二 （略）                                                                                                                                                                                                    |
| 2 （略）                                                                                                                                                                                                          | 2 （略）                                                                                                                                                                                                          |
| 3 <u>前条第一項後段の検査の結果第一項の規</u>                                                                                                                                                                                    | （新規）                                                                                                                                                                                                           |



定による海上労働証書の交付を受けることができる特定船舶であつて、国土交通省令で定める事由により従前の海上労働証書の有効期間が満了するまでの間において当該検査に係る海上労働証書の交付を受けることができなかったものについては、従前の海上労働証書の有効期間は、前項の規定にかかわらず、当該検査に係る海上労働証書が交付される日又は従前の海上労働証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とする。

4 前二項の規定にかかわらず、海上労働証書の交付を受けた船舶の船舶所有者の変更があつたときは、当該船舶に交付された海上労働証書の有効期間は、その変更があつた日に満了したものとみなす。

(削る)

5 次に掲げる場合における海上労働証書の有効期間は、第二項の規定にかかわらず、従

3 前項の規定にかかわらず、海上労働証書の交付を受けた船舶の船舶所有者の変更があつたときは、当該船舶に交付された海上労働証書の有効期間は、その変更があつた日に満了したものとみなす。

4 従前の海上労働証書の有効期間が満了する日前三月以内に受けた前条第一項後段の検査に係る海上労働証書の交付を受けた場合における当該海上労働証書の有効期間は、第二項の規定にかかわらず、従前の海上労働証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日が経過するまでの期間とする。

(新規)

前の海上労働証書の有効期間(第二号に掲げる場合にあつては、第三項の規定の適用がないものとした場合の有効期間)が満了する日の翌日から起算して五年を経過する日までの期間とする。

二 従前の海上労働証書の有効期間が満了する日前三月以内に受けた前条第一項後段の検査に係る海上労働証書の交付を受けたとき。

三 従前の海上労働証書の有効期間について第三項の規定の適用があつたとき。

(臨時海上労働証書)

第百条の六 特定船舶の船舶所有者は、当該特定船舶について船舶所有者の変更があつたことその他の国土交通省令で定める事由により有効な海上労働証書の交付を受けていない当該特定船舶を臨時に国際航海に従事させようとするときは、当該特定船舶に係る船員の労働条件等について、国土交通大臣又は登録検査機関(当該特定船舶が海上運送法第三十九条の五第四項の規定による検査を受けた船舶であるときは、正当な理由がある場合を除き、国土交通大臣又は登録検査機関のうち当該検査を行つたもの)の行う検査を受けなければならない。

2 (略)

3 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録

(臨時海上労働証書)

第百条の六 特定船舶の船舶所有者は、当該特定船舶について船舶所有者の変更があつたことその他の国土交通省令で定める事由により有効な海上労働証書の交付を受けていない当該特定船舶を臨時に国際航海に従事させようとするときは、当該特定船舶に係る船員の労働条件等について、国土交通大臣又は登録検査機関の行う検査を受けなければならない。

2 (略)

3 国土交通大臣は、国土交通大臣又は登録

検査機関が第一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認めたときは、当該船舶の船舶所有者に対し、臨時海上労働証書を交付しなければならない。

一 第百条の三第一項第一号から第五号まで、第十号、第十二号、第十四号、第十八号から第二十一号まで、第二十五号から第二十九号まで、第三十二号及び第三十三号の要件に適合していること。

二 (略)

三 国土交通省令で定めるところにより、当該船舶が第百条の三第一項第一号から第三十三号までに掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法が定められていること。

4 (略)

5 第百条の三第四項の規定は、臨時海上労働証書について準用する。

(危険物等取扱責任者)

第百十七条の三 船舶所有者は、国土交通省令で定めるタンカー（国土交通大臣が定める危険物又は有害物であるばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶をいう。）又は国土交通省令で定める液化天然ガス等燃料船（液化天然ガスその他の国土

検査機関が第一項の検査の結果当該船舶が次に掲げる要件の全てに適合すると認めたときは、当該船舶の船舶所有者に対し、臨時海上労働証書を交付しなければならない。

一 第百条の三第一項第一号から第四号まで、第九号、第十一号、第十三号、第十七号から第二十号まで、第二十四号から第二十七号まで、第三十号及び第三十一号の要件に適合していること。

二 (略)

三 国土交通省令で定めるところにより、当該船舶が第百条の三第一項第一号から第三十一号までに掲げる要件に適合するために船舶所有者が実施すべき事項並びにその管理の体制及び方法が定められていること。

4 (略)

5 第百条の三第三項の規定は、臨時海上労働証書について準用する。

(危険物等取扱責任者)

第百十七条の三 船舶所有者は、国土交通省令で定めるタンカー（国土交通大臣の定める危険物又は有害物であるばら積みの液体貨物を輸送するために使用される船舶をいう。）には、危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理すべき職務を有する者（第

交通大臣が定める危険物又は有害物である液体物質を燃料とする船舶をいう。）には、危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理すべき職務を有する者（第三項において「危険物等取扱責任者」という。）として、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令で定めるところにより乗り組ませなければならない。

② 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

③ (略)

(特定海域運航責任者)

第百十七条の四 船舶所有者は、特定海域（海水の状況その他の自然的条件により船舶の航行の安全の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがあるため、その運航につき特別の知識及び技能が必要であると認められる海域として国土交通省令で定めるものをいう。）を航行する船舶には、海域の特性に応じた運航に関する業務を管理すべき職務を有する者（第三項において「特定海域運航責任者」という。）として、次項の規定により証印を受けている者を、国土交

三項において「危険物等取扱責任者」という。）として、次項の規定により証印を受けている者を、国土交通省令の定めるところにより乗り組ませなければならない。

② 国土交通大臣は、国土交通省令の定めるところにより危険物又は有害物の取扱いに関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をする。

③ (略)

(新規)

通省令で定めるところにより乗り組ませなければならない。

② 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより海域の特性に応じた運航に関する業務を管理するために必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、その者の船員手帳に当該認定をした旨の証印をす  
る。

③ 第百十七条の二第三項から第五項までの規定は、特定海域運航責任者及び前項に規定する証印について準用する。

第百三十条 船舶所有者が第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の三第一項若しくは第三項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十九条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第三項（第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十六条（第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、第八十二条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条の二の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十九条、第九十一

第百三十条 船舶所有者が第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の三第一項若しくは第三項、第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第二項、第四十九条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第三項（第八十八条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六十六条（第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、第八十二条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条の二の二第一項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十九

条から第九十四条まで、第百十二条第二項、第百十七条の二第一項、第百十七条の三第一項、第百十七条の四第一項、第百十八条第一項、第百十八条の二、第百十八条の三若しくは第百十八条の四第四項の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に違反したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

条、第九十一条から第九十四条まで、第百十二条第二項、第百十七条の二第一項、第百十七条の三第一項、第百十八条第一項、第百十八条の二、第百十八条の三若しくは第百十八条の四第四項の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に違反したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 現 行                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（建造契約の届出）</p> <p>第十一条 本邦の船舶製造事業者は、総トン数が国土交通省令で定める総トン数以上の船舶の建造契約を締結したときは、速やかに建造契約の概要その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、当該建造契約に係る船舶の建造について、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）第二条の規定による許可の申請をしたとき及び海上運送法第三十九条の十一第四項の認定（同条第五項の規定による変更の認定を含む。）の申請をしたとき（当該認定を受けることによって同法第三十九条の十二の規定により臨時船舶建造調整法第二条の許可を受けたものとみなされることとなる場合に限る。）は、この限りでない。</p> | <p>（建造契約の届出）</p> <p>第十一条 本邦の船舶製造事業者は、総トン数が国土交通省令で定める総トン数以上の船舶の建造契約を締結したときは、速やかに建造契約の概要その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、当該建造契約に係る船舶の建造について、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）第二条の規定による許可の申請をしたときは、この限りでない。</p> |

H29. 6. 9 閣議決定

## 未来投資戦略2017 —Society 5.0の実現に向けた改革— （抜粋）

### 第2 具体的施策

- I Society5.0に向けた戦略分野
2. 移動サービスの高度化、「移動弱者」の解消、物流革命の実現
  - （2）新たに講ずべき具体的施策
    - …陸上の自動走行に加えて、物流効率化や移動サービスの高度化に向けて、空路、海路における自動化にも積極的に取り組んでいく。（中略）「自動運航船」を社会に取り入れるため、研究開発や基準・ルールの整備などによる海上交通の高度化を進めるための取組を行う。
    - v) 自動運航船を社会に取り入れることによる海上物流の高度化
 

2025 年までの「自動運航船」の実用化に向けて、船舶の設備、運航等に係る国際基準の2023 年度中の合意を目指すとともに、国内基準を整備する。そのため、来年度には、これらの基準の基礎となる要素技術として、船内機器等のデータ伝送に係る国際規格を我が国主導で策定するとともに、改正後の海上運送法に基づき、運航効率化のための最先端のデータ伝送技術等を活用した先進船舶が、2025 年までに250 隻程度で導入されることを目指す。
4. インフラの生産性と都市の競争力の向上等
  - （2）新たに講ずべき具体的施策
    - ii) 生産性向上による産業インフラの機能強化等
      - ・ 船舶の開発・建造から運航に至る全てのフェーズに ICT を取り入れ、造船・海運の競争力を向上させる「i-Shipping」の推進により、世界における我が国の船舶の建造シェアを2025 年までに約10%（20%→30%）向上させる。特に、2025 年までの「自動運航船」の実用化に向けて、船舶の設備、運航等に係る国際基準の2023 年度中の合意を目指すとともに、国内基準を整備する。そのため、来年度には、これらの基準の基礎となる要素技術として、船内機器等のデータ伝送に係る国際規格を我が国主導で策定するとともに、改正後の海上運送法に基づき、運航効率化のための最先端のデータ伝送技術等を活用した先進船舶が、2025 年までに250 隻程度で導入されることを目指す。
      - ・ 国内産業基礎物資輸送の8割を担う内航海運の輸送効率化・生産性向上を図るため、個別の船舶の運航や保守、船員の雇用といった管理業務について、事業者の太宗を占める中小零細事業者から、技術と信頼のある船舶管理会社が集約して実施できるよう、本年度中に国土交通大臣による登録制度を創設し、2025 年までに内航船舶の10%程度で船舶管理会社による管理が普及することを目指す。

## 6. エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大

## (2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 徹底した省エネルギーの推進  
・運輸部門の省エネを推進するため、次世代自動車の普及や輸送事業者の評価制度の構築・普及等による省エネを推進する。

## vi) 資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等

・(前略) 海洋資源開発に関して、メタンハイドレートについては、海洋産出試験の結果等を踏まえ、開発・商業化に向けた技術開発等の官民協力を促進する。海底熱水鉱床、レアアース泥等については、開発・商業化に向けて官民で取り組む。

## II Society5.0に向けた横割課題

## A. 価値の源泉の創出

## 3. 人材の育成・活用力の強化

## (2) 新たに講ずべき具体的施策

## iv) 外国人材の活用

## ⑥ 建設及び造船分野における外国人材の活用

外国人建設就労者受入事業は 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ時限的措置(2020 年度で終了)として、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図っている。現行制度では、関連工事が引き続き行われることが見込まれる来年度以降に入国して外国人建設就労者となる者が減少する恐れがあり、大会の成功に万全を期すとの制度の趣旨に鑑み、施工体制の更なる充実のため運用を見直す。また、建設業との間で人材の相互流動が大きい造船業についても同様の制度を実施してきており、造船分野においても同様に運用を見直す。

## III 地域経済好循環システムの構築

## 3. 観光・スポーツ・文化

## (2) 新たに講ずべき具体的施策

## i) 観光

## ③すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

## ク) 公共交通利用環境の革新

・全ての新幹線において外国語によるインターネット予約を可能とすべく、東海道山陽新幹線での本年夏までの開始及び九州新幹線での早期導入に向け、関係鉄道事業者との調整を進める。また、手ぶら観光カウンターの主要交通結節点への設置を促進するほか、鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化、無料公衆無線 LAN 環境の整備、多言語表示の充実等を図る。

H29. 6. 9 閣議決定

「経済財政運営と改革の基本方針 2017」  
～人材への投資を通じた生産性向上～

(抜粋)

## 第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

## 4. 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援

## (4) 地域の活性化

## ① 地域活性化に向けた取組

…海事クラスター<sup>69</sup>の活性化、産業を支える港湾の強化、LNGバンカリング<sup>70</sup>拠点形成等を通じ、地域経済を押し上げる。

69 海運業・造船業を中心とした、船員、船用工業、船舶貸渡業、港湾関連業等の海事産業、金融保険、教育機関・研究機関などの海事産業の関連産業・関連機関の地理的な集積。

70 船舶へのLNG(液化天然ガス)の燃料供給。

## 5. 安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保

## (4) 資源・エネルギー

…国内でも、石油・天然ガス開発の促進や、メタンハイドレート・海底熱水鉱床・レアアース泥等の海洋資源の開発・商業化に向け官民で取り組む。